

地域密着型通所介護

デイサービス 真心苑

ご案内パンフレット



ホームページ

<https://magokoroen.net>

目 次

真心苑の特色	・	・	・	P2
一日の流れ	・	・	・	P3
ご料金表	・	・	・	P4
加 算	・	・	・	P7
共 通	・	・	・	P8
食育講座・機能訓練	・	・	・	P9
問い合わせについて	・	・	・	P10
個人情報の取り扱いについて	・	・	・	P11
ハラスメント防止指針	・	・	・	P12
会社概要	・	・	・	P14

真心苑 の 特 色

開業以来、ご利用者様、そのご家族様、ケアマネージャー様のお声を大切にしていまいりました。

そこで学ばせて頂いたこと・・・

お一人お一人のライフスタイルや必要とする介護、支援は違って当たり前、ご要望やお気持ちは様々。

「～出来ない」ではなく、 「～すれば出来る」

を信念に、「ご利用者様の笑顔のために私たちでお役に立てることなら挑戦しよう！！」との決意でした。

昼食以外にも、お夕食や朝食などの対応も可能です。

可能な限り、ご希望の時間に合わせた送迎を行っております。

状況に応じ、スポット利用も対応いたします。

毎週金曜日に食育口座を行っております。

1 ※別途、参加料500円頂戴しております。

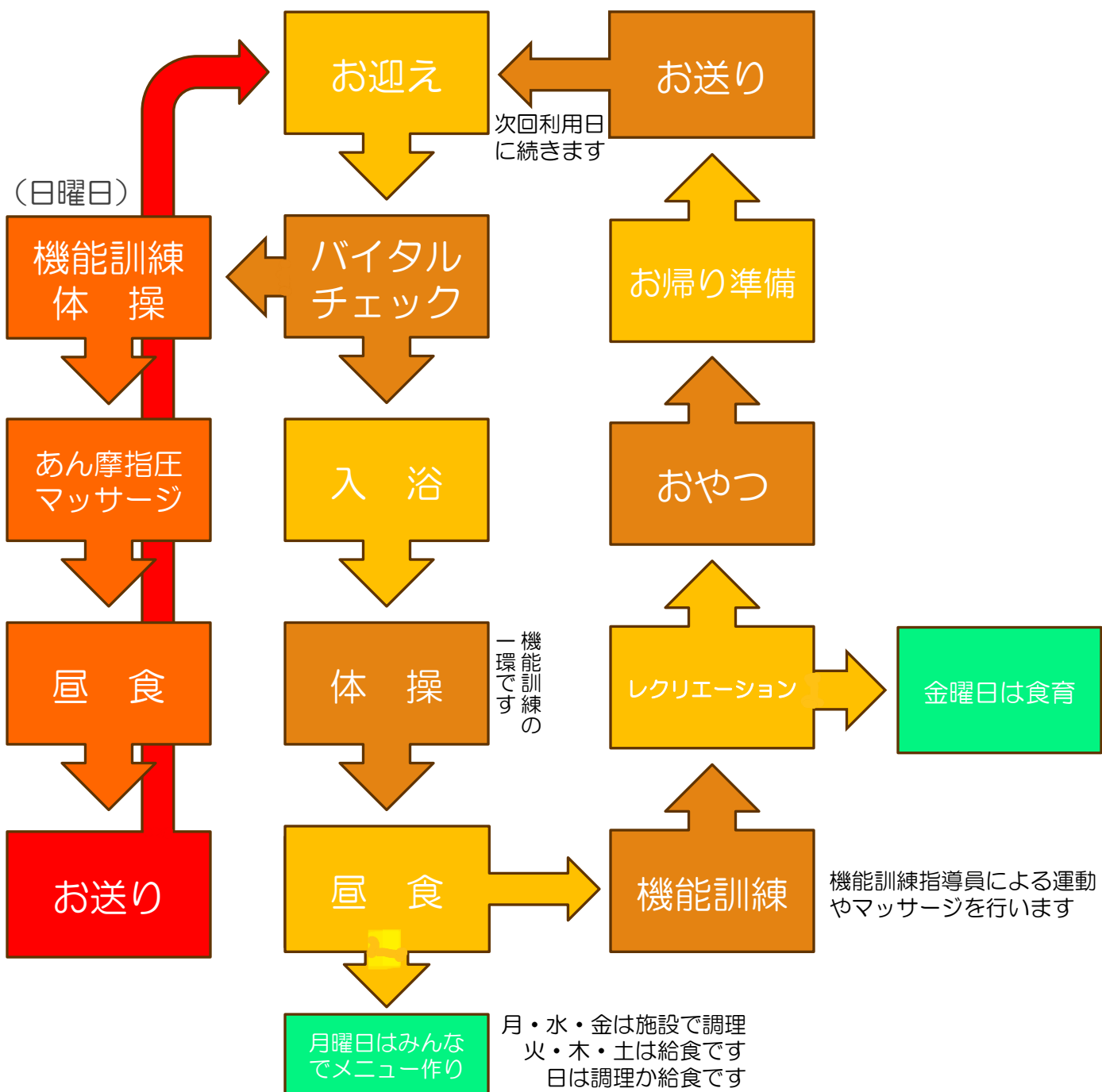
機能訓練指導員による機能訓練を行っております。

2 ※毎週日曜日には特別な機能訓練プログラムをご用意しております。

1 ※ 食育実習で作った食べ物は、利用者様やご家族様が管理できる場合のみお持ち帰りして頂いております。

2 ※ 8：30～13：30（5時間以上6時間未満）の時間の中で、機能訓練・マッサージ・昼食を楽しんで頂きます。

一日の流れ



ご料金表 (要介護の方)

所要時間3時間以上4時間未満の場合

地域密着型 通所介護費 (1回につき)	単位数	1割	2割	3割
要介護1	416	446円	892円	1338円
要介護2	478	513円	1025円	1538円
要介護3	540	579円	1158円	1737円
要介護4	600	644円	1287円	1930円
要介護5	663	711円	1422円	2133円

所要時間4時間以上5時間未満の場合

地域密着型 通所介護費 (1回につき)	単位数	1割	2割	3割
要介護1	436	468円	935円	1402円
要介護2	501	537円	1074円	1611円
要介護3	566	607円	1214円	1821円
要介護4	629	675円	1349円	2023円
要介護5	695	745円	1490円	2235円

所要時間5時間以上6時間未満の場合

地域密着型 通所介護費 (1回につき)	単位数	1割	2割	3割
要介護1	657	705円	1409円	2113円
要介護2	776	832円	1664円	2496円
要介護3	896	961円	1921円	2882円
要介護4	1013	1086円	2172円	3258円
要介護5	1134	1216円	2432円	3647円

所要時間6時間以上7時間未満の場合

地域密着型 通所介護費 (1回につき)	単位数	1割	2割	3割
要介護1	678	727円	1454円	2181円
要介護2	801	859円	1718円	2576円
要介護3	925	992円	1984円	2975円
要介護4	1049	1125円	2249円	3374円
要介護5	1172	1257円	2513円	3769円

所要時間7時間以上8時間未満の場合

地域密着型 通所介護費 (1回につき)	単位数	1割	2割	3割
要介護1	753	808円	1615円	2422円
要介護2	890	954円	1908円	2862円
要介護3	1032	1107円	2213円	3319円
要介護4	1172	1257円	2513円	3769円
要介護5	1312	1407円	2813円	4220円

所要時間8時間以上9時間未満の場合

地域密着型 通所介護費 (1回につき)	単位数	1割	2割	3割
要介護1	783	840円	1679円	2518円
要介護2	925	992円	1984円	2975円
要介護3	1072	1150円	2299円	3448円
要介護4	1220	1308円	2616円	3924円
要介護5	1365	1464円	2927円	4390円

ご料金表

(要支援の方)

要支援 1 で週1回程度のご利用

横浜市通所介護 相当サービス費	単位数	1 割	2割	3割
1 カ月につき	1 798	1928円	3855円	5783円
1日につき	59	64円	127円	190円

要支援 2 で週1回程度のご利用

横浜市通所介護 相当サービス費	単位数	1 割	2割	3割
1 カ月につき	1 798	1928円	3855円	5783円
1日につき	59	64円	127円	190円

要支援 2 で週2回程度のご利用の場合

横浜市通所介護 相当サービス費	単位数	1 割	2割	3割
1 カ月につき	3621	3882円	7764円	11646円
1日につき	119	128円	256円	383円

加 算

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

8. 0%

個別機能訓練加算

個別機能訓練加算（Ⅰ）

Ⅰ：56単位/日

1割

2割

3割

60円

120円

180円

個別機能訓練加算（Ⅱ）

20単位/月

1割

2割

3割

22円

43円

65円

入浴加算加算

入浴介助加算（Ⅰ）

40単位

1割

2割

3割

43円

86円

129円

時間延長加算

※お受けできない場合もございます

	単位数	1割	2割	3割
9時間以上10時間未満	50	54円	108円	161円
10時間以上11時間未満	100	108円	215円	322円
11時間以上12時間未満	150	161円	322円	483円
12時間以上13時間未満	200	215円	429円	644円
13時間以上14時間未満	250	268円	536円	804円

送迎を行わない場合

送 迎 減 算

- 47単位

共通

お食事（お茶・おやつ代金含み）※1食

朝食	400円
昼食	650円
夕食	600円

雑費及び事務手数料等

洗濯 ※湯洗い	150円/1回
口座引き落とし手数料	220円/月
鍵付きロッカー使用料	800円/月

消耗品 ※1個

リハビリパンツ・パット・おむつ	各150円
-----------------	-------

食育調理実習

材料費・包装材費用	500円/1回
-----------	---------

19時を超える延長料金

1時間	2000円
-----	-------

イベント料理（昼食）

クリスマスや正月などイベント料理	1000円
------------------	-------

お泊り

1泊	1000円 ※連休時は3000円
----	------------------

送迎代金

通常の事業実施地域を超えた時点から往復分1kmあたり	200円
----------------------------	------

※当日キャンセル料金は食事代相当を頂戴いたします

毎週金曜日は食育講座



四季や行事、旬や栄養など楽しく美味しく学んでみませんか？
にんにく醤油作り、ラッキョウ付け、梅干し作り、食パン作り
ロールパン作り、カステラ作り、クッキー作り、マドレーヌ作り、
ぬか漬け作り、おせち作り等 今までたくさんの料理を
作ってきています。別途参加費用を頂戴しますが、殆どの物は
お持ち帰り出来ます。

毎週日曜日はマッサージ

毎週日曜日には、マッサージベット等を使った本格的なあん摩
マッサージ指圧の施術を行っております。

機能訓練と合わせることで、体を動かした後のクールダウン、
リラックス効果も見込めます。

またあん摩マッサージ指圧の適応疾患への施術・相談なども受
け付けております。

※機能訓練指導及びあん摩マッサージ指圧施術は医療系国家資
格である「あん摩マッサージ指圧師」が担当しております。

筋萎縮、拘縮等、施術対象の疾患や後遺症等ございましたらご
相談ください。

お問い合わせ方法

①担当ケアマネージャーにご相談

すでに担当のケアマネージャー様がいらっしゃる方は、ケアマネージャー様にご相談して頂くことでスムーズにご見学の調整が出来ます。

②真心苑にご連絡

真心苑に直接ご連絡を頂く方法もございます。
介護保険ほ申請が 終わっていない方、担当ケアマネージャーが決まっていない方等もご連絡を頂ければご相談に乗ります。

デイサービス 真心苑

電話番号 045-442-3750

担当：管 理 者 郡（コオリ）

生活相談員 長谷川（ハセガワ）

個人情報の利用目的

事業者は下記記載の内容で、利用者、利用者家族の個人情報を必要最低限の範囲内で使用させていただきます。

		令和 7 年 5 月 1 日
事 業 者	住 所	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東 1-51-1
	氏 名	株式会社サンプラン デイサービス真心苑 代表取締役 長谷川 正直
使用する目的	・ 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。 ・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。 ・ 神奈川県、市区町村等から当該利用者、利用者家族の情報開示を受け、開示理由が利用者の尊厳、生命維持に関わる場合。 ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。 ・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。 ・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。 ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合。 ・ 施設内において展示物や私物の管理に名前や写真を添付する場合。 ・ 緊急時、救急隊及び搬送先病院（医師を含む職員）、救命に関わる場合。 ・ 利用者、利用者家族から当施設又は連携機関へハラスメントと認められる行為が生じた際に、その一部または全ての記録を必要に応じ開示する。 ・ 上記、ハラスメントが生じた際に施設は、そのハラスメント行為の一部または全てを文章、写真、動画等、記録媒体を使用し記録を行うことがある。 ・ 利用者に虐待があると思わしき場合、高齢者虐待防止法に基づき、必要な機関にその状況を通報又は相談をする場合。	
利 用 期 間	サービス提供契約期間に準ずる。	
利 用 条 件	個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用しません。 また、契約期間外においても第三者に漏らしません。 親族であろうと身元の確認ができない場合、施設は利用者、利用者家族、利用者に関わる機関の情報を開示することはない。	

デイサービス真心苑におけるハラスメント防止指針

当事業所は、利用者様に安心・安全な介護サービスを提供するために、職員の心身の安全を守ることを重要な責務と考えています。また労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等 の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）の中で「カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマー ハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。」ことが事業者には義務付けられております。

つきましては、以下の行為については一切容認いたしません。

禁止される行為（例示）

- ・大声での罵声、威圧的な言動
- ・暴力行為（物を投げる・叩く・押す 等）
- ・セクシュアルハラスメント（身体接触、不適切発言）
- ・職員への人格を否定する発言
- ・サービス範囲を超えた過剰・不当要求
- ・繰り返しの理不尽なクレーム、長時間の不当拘束

事業所の対応方針

1. 不適切行為が確認された場合は速やかに記録・報告します。
2. 状況に応じて、管理者から利用者様・ご家族様へ改善のお願いをいたします。
3. 改善が見られない場合、サービス提供の制限または中止を行う場合があります。
4. 必要に応じ、警察・関係機関へ通報します。

当事業所は、職員と利用者様双方にとって安全で尊厳のある環境を守るため、法に基づき毅然と対応してまいります。

当事業所は、悪質なハラスメント・カスタマーハラスメントについては、速やかに警察・弁護士等専門家と連携し、法的措置を含めて厳正に対処いたします。担当窓口：長谷川・郡

法的責任について

「禁止される行為（例示）」は、状況により以下の刑罰に当たる可能性があります。

【傷害罪】

刑法204条：人の身体を傷害したものは、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

【暴行罪】

刑法208条：暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

【脅迫罪】

刑法222条：生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅したものは、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

【恐喝罪】

刑法249条1項：人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

刑法249条2項：前項の方法により、財産上の不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様にする。

【未遂罪】

刑法250条：この章の未遂は、罰する。

【強要罪】

刑法223条：生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

【名誉棄損罪】

刑法230条：公然と事実を指摘し、人の名誉を毀損した者はその事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する。

【侮辱罪】

刑法231条：事実を適時しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

【信用棄損及び業務妨害】

刑法233条：虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役または、50万円以下の罰金に処する。

【威力業務妨害】

刑法234条：威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

【不退去罪】

刑法130条：正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万以下の罰金に処する。

【強制わいせつ罪】

刑法176条：暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、10年以下の懲役に処する。

【準強制わいせつ罪】

刑法178条：人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為した者は、刑法176条の例による

参考：「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」…カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成
事業検討委員会、令和3年度厚生労働省委託事業、東京海上ディーアール株式会社委託、厚生労働

会社概要

株式会社 サンプラン

代表取締役 長谷川 正直



業務内容 通所介護サービスの企画・運営
あんまマッサージ指圧治療院の企画・運営
※訪問マッサージを含む

設 立 平成25年10月7日

平成26年4月1日開始

デイサービス 真心苑

事業所番号1473401410

神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東1-51-1

Tel045-442-3750 fax045-442-3750

デイサービス
真心苑

令和4年7月1日開始

はり・きゅう・あんまマッサージ指圧

you樹治療院（自費・医療保険適用）

神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東1-51-1

Tel045-489-3764 fax045-489-3769

you樹
治療院